

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんぶん

Mar.2025

No.566

3



特集

「建設業法及び公共工事の入札及び 契約の適正化の促進に関する 法律の一部を改正する法律」の 一部施行について

今月UP
のCCUS

注目の最新
トピックス!



建設キャリアアップシステム

人を大切に育てる新しいシステムです
事業者・技能者みなさまのご登録をお願いします



一般財団法人
建設業振興基金

建設産業の昨日・今日・明日が見えてくる

建設産業図書館

建設産業図書館は東日本建設業保証株式会社が運営する建設産業に関する専門図書館です。どなたでも無料でご利用いただけます。



建設に関する蔵書6万4千点超

当館では建設産業全般に関する資料を収集しています。特に建設産業史・土木・建築史、建設関連の統計、社史、団体史・伝記を主な対象としています。



安全衛生教育 DVD の貸出

視聴覚資料の収集にも力を入れており、現在 800 点以上を所蔵しています。安全教育のDVDは現場の安全対策や社員教育用としてご活用いただいております。



宅配による貸出

当館では図書やDVDの宅配貸出も行っており、遠方の方でもご利用いただけます。利用料金はかかりませんが、送料はご負担いただきます。当館ホームページで図書・DVDを検索できます。



INFORMATION

開館時間 平日 9 時 30 分～16 時 30 分 土・日、祝日は休館
利用料金 無 料
所在地 〒104-0045 東京都中央区築地 5-5-12
浜離宮建設プラザ 1 階
TEL 03-3545-5129 FAX 03-3545-5141
U R L <https://www.ejcs.co.jp/library/>
MAIL lib@ejcs.co.jp

図書館HP



東日本建設業保証株式会社

CONTENTS

特集

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

- はじめに
- 令和6年12月より施行された主な事項
- おわりに

02

FOCUS

工業高校紹介

岩手県立盛岡工業高等学校

■ インタビュー：大森 慎一 先生

08

PRESCRIPTION

日本経済の動向

- 経済対策・所得税減税と財政運営を巡る課題

10

建設経済の動向

- 新築住宅の省エネ義務化で建築確認が変わる

11

連載 経営者のためのわかりやすい会計

- 最終回【第9回】
経営事項審査と会計

12

連載 クイズ 名建築のつくり方

- 【第20回】
藤村記念堂

14

お役立ち連載

建設キャリアアップシステム
を活用しよう!【第26回】

16

いつでもチェック!!

建設業 しんこう Web

建設産業の今を伝え
未来を考える

『建設業しんこう』は
Webでも
ご覧いただけます。



しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>



メルマガ登録は
こちらから!



「建設業しんこう」に関するご意見・ご要望

TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)

MAIL : kikaku@kensetsu-kikin.or.jp

印刷：日経印刷株式会社

©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1 はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景に就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。また、昨今の急激な資材価格の高騰により現場技能者の賃金の原資となる労務費がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところです。

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会^{*1}の下に設置された基本問題小委員会において、令和5年5月から9月までの間に計5回の審議が行われ、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策を取りまとめた「中間とりまとめ」が策定されました。このうち、法律の改正が必要な事項について対応するため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました（令和6年法律第49号。以下「建設業法・入契法改正法」という。）。

また、建設業の担い手確保に向け公共工事からの取組を加速化すべく、衆議院国土交通委員会提出法として令和6年6月19日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第54号）が同じく公布されました。

これらにより品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正し（第三次・担い手3法）、①担い手確保 ②生産性向上 ③地域における対応力強化の3点を柱に、魅力ある建設業の実現に取り組むこととしたところです。

このうち、建設業法・入契法改正法による改正規定の一部が令和6年12月13日より施行されました。本稿ではこれらの改正内容を中心に解説いたします。

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正			
担い手確保	処遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正 ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
	生産性向上	●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

図1：法律の全体像

^{*1}…建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき国土交通省に設置された組織で、発注者（デベロッパー等）・受注者（建設業者）・学識者の代表により構成された会議体。

2 令和6年12月より施行された主な事項

令和6年12月より施行された主な事項(図2の「今回施行」)の詳細について、それぞれご紹介いたします。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い^{※1}ため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
- ※賃金は「生産労働者」の概算
出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年度) 出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

- 賃金の引上げ
- 労務費へのしわ寄せ防止
- 働き方改革
- 生産性向上

賃金の引上げ

- 資材高騰分の転嫁
- 労働時間の適正化
- 現場管理の効率化

担い手の確保

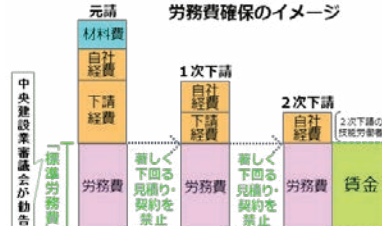
持続可能な建設業へ

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を**禁止**
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止 今回施行①

- 契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から発注者に**提供**するよう**義務化**
- ・資材が高騰した際の**請負代金等の「変更方法」**を**契約書記載事項**として**明確化**
- 契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、発注者は、**誠実に協議に応じる努力義務**[※]
- ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
・**工期ダンピング対策を強化**(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上** 今回施行②
・現場技術者に係る**専任義務を合理化**(例、遠隔通信の活用)
- ・国が現場管理の「**指針**」を作成(例、元下間でデータ共有)
- 特定建設業者^{※2}や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
- ・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

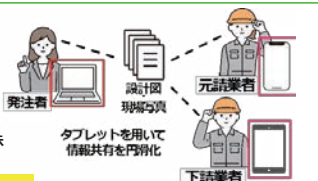



図2: 令和6年12月より施行された主な事項

2-1. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止(今回施行①)

(1) 価格転嫁の円滑化に関する制度の概要

資材価格の高騰や資材不足といった個々の工事におけるリスクの分担方法は、本来、個々の工事請負契約の内容に基づいて契約当事者間で決定されるべきものです。しかしながら、適切に分担がされず受注者にリスク負担が偏ることで、当該受注者のみならず、当該工事の下請業者なども含めた建設生産システム全体において、建設業経営の悪化やそれに起因する施工不良の発生といった悪影響を及ぼすケースが生じています。建設業が将来にわたりその役割を果たしていくためには、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を定着させていく必要があります。また、そもそも契約書において請負契約の変更に関する条項すら定められていないケースが数多く見られることが明らかとなっており^{※2}、そうしたケースにおいては資材高騰に伴う価格転嫁が円滑に行われないうことで、価格の不足分を労務費により補填し、結果的に労務費が削減されることが懸念されます。

※2…国土交通省が実施した調査による。

こうした状況を踏まえ、建設業法・入契法改正法では、建設業者が安心して請負契約の変更協議ができる環境を整えるため、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として定めることとしました。これにより、契約上の義務として価格変更協議が促されることとなります。

また、資材高騰分の転嫁協議を円滑化することで労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰等が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに、受注者から発注者に対して建設工事の実施に大きな影響を及ぼす事象に関する情報(以下「おそれ情報」という。)を当該事象の状況の把握のため必要な情報とあわせて通知しなければならないこととしました。

この場合、実際に資材高騰が生じたときは、受注者から発注者に対して請負代金の変更に関する協議を申し出ることができ、発注者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければなりません^{※3}。これら新たな制度に基づく取引が定着することで、資材高騰分の転嫁協議が円滑化され、労務費へのしわ寄せを防いでまいります。

※3…公共発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)の改正により誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

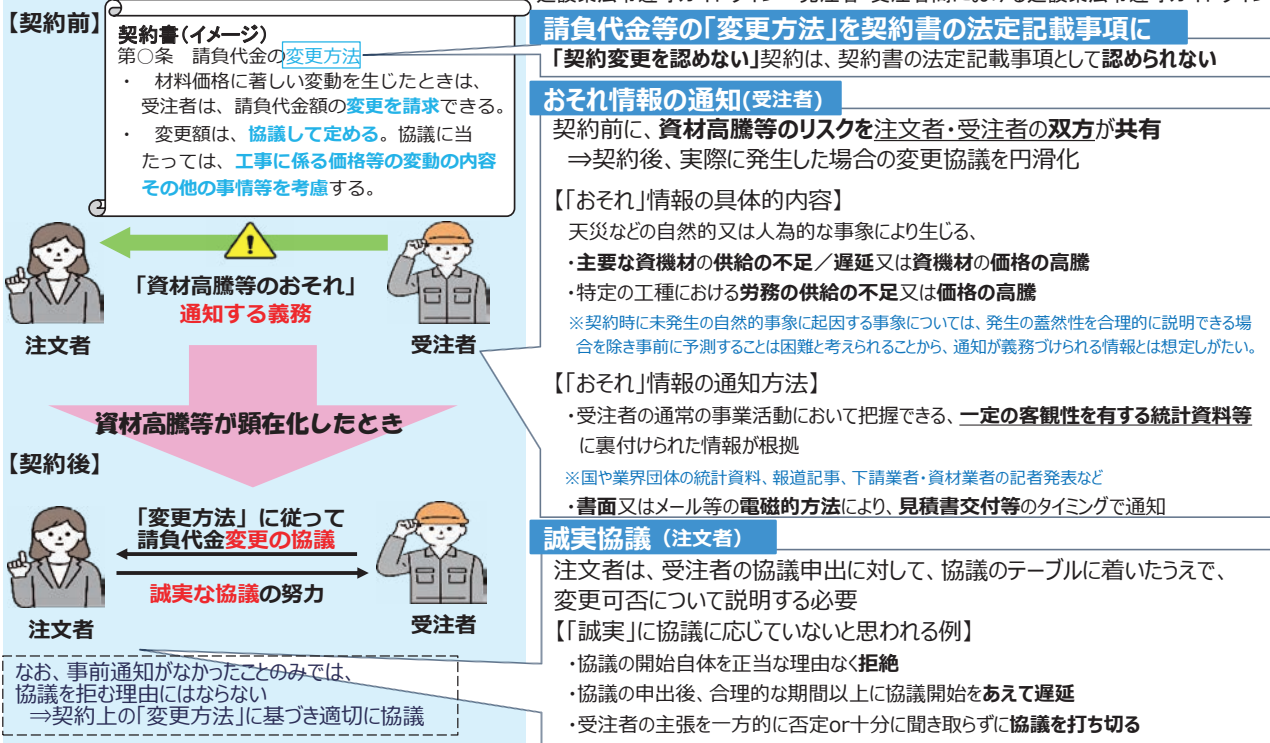


図3: 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

(2)「おそれ情報」制度の詳細

「おそれ情報」の通知やそれを受けた協議については、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)に規定された内容の詳細を「建設業法令遵守ガイドライン」において示しておりますが、本稿ではその概要をご紹介します。

①「おそれ情報」の対象となる事象について(規則第13条の14)

おそれ情報の対象となる事象としては

(a) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(b) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができない事象が挙げられます。

一例として、(a)であれば、自然災害により特定の資材の工場が被災したことで資材の需給バランスが崩れ価格高騰に繋がりがうる場合、(b)であれば、特定の種類の工場の建設需要が急激に増加し、当該種類の工場の建設に不可欠な専門工事を担当する技能者の獲得競争が発生したことで労務費の上昇が生じ、請負代金の上昇に繋がりがうる場合などが考えられます。

②「おそれ情報」の通知方法について

おそれ情報の通知にあたっては、おそれ情報とあわせて、当該事象の状況の把握のために必要な情報(以下「根拠情報」という。)を通知することが必要です。根拠情報としては、建設工事の受注予定者が通常の事業活動の範囲内で把握できる客観的な情報を用いる必要があり、メディアの記事、資材業者の記者発表、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料などがこれに該当します。

通知する際には、見積書の交付時などにあわせて行う必要があり、おそれ情報を発注者が確認したことを記録するため、通知書面やメール等を受発注者双方が保存しておくことが望ましいものと考えられます。

③ 設計図書と現場の乖離について

①で詳述した「おそれ情報」に該当しない場合でも、工期や請負代金の額に大きな影響を及ぼしうる事象として、例えば設計図書と工事現場の乖離などが考えられます。実態としても頻繁に生じていますが、こうした乖離は、契約の前後で事象の発生蓋然性に変化があるものではありません。おそれ情報に係る制度が設けられたのは、受発注者が契約締結前に適切な情報共有を行うことで、契約変更に際しての予見可能性を高めるという趣旨によるものですので、設計図書と現場の乖離のように契約の前後で事象の発生蓋

然性に変化がなく、契約締結前から発生を相当程度防ぎうる事象については、契約締結の前に受発注者間で詳細な確認などを行い、発生を未然に防ぐべきものと考えられます。特に、民間建設工事標準請負契約約款(甲)などで設計、施工条件の相違等が発覚した際、発注者が必要な指示をすべき旨が規定されていることなどの法令上の趣旨を踏まえれば、これらの情報を把握することが責務とされている発注者において、契約締結以前に十分に確認することが求められます。

2-2. 働き方改革と生産性向上(今回施行②)

(1) 働き方改革について

建設業が魅力ある産業として持続的に発展していくためには、賃金の引上げといった処遇改善だけでなく、働き方の観点から改革を進めていくことも急務の課題です。令和5年度における建設業の総労働時間は全産業と比較して年間60時間程度長く、週休2日も十分に取れていない状況となっています(図4)。

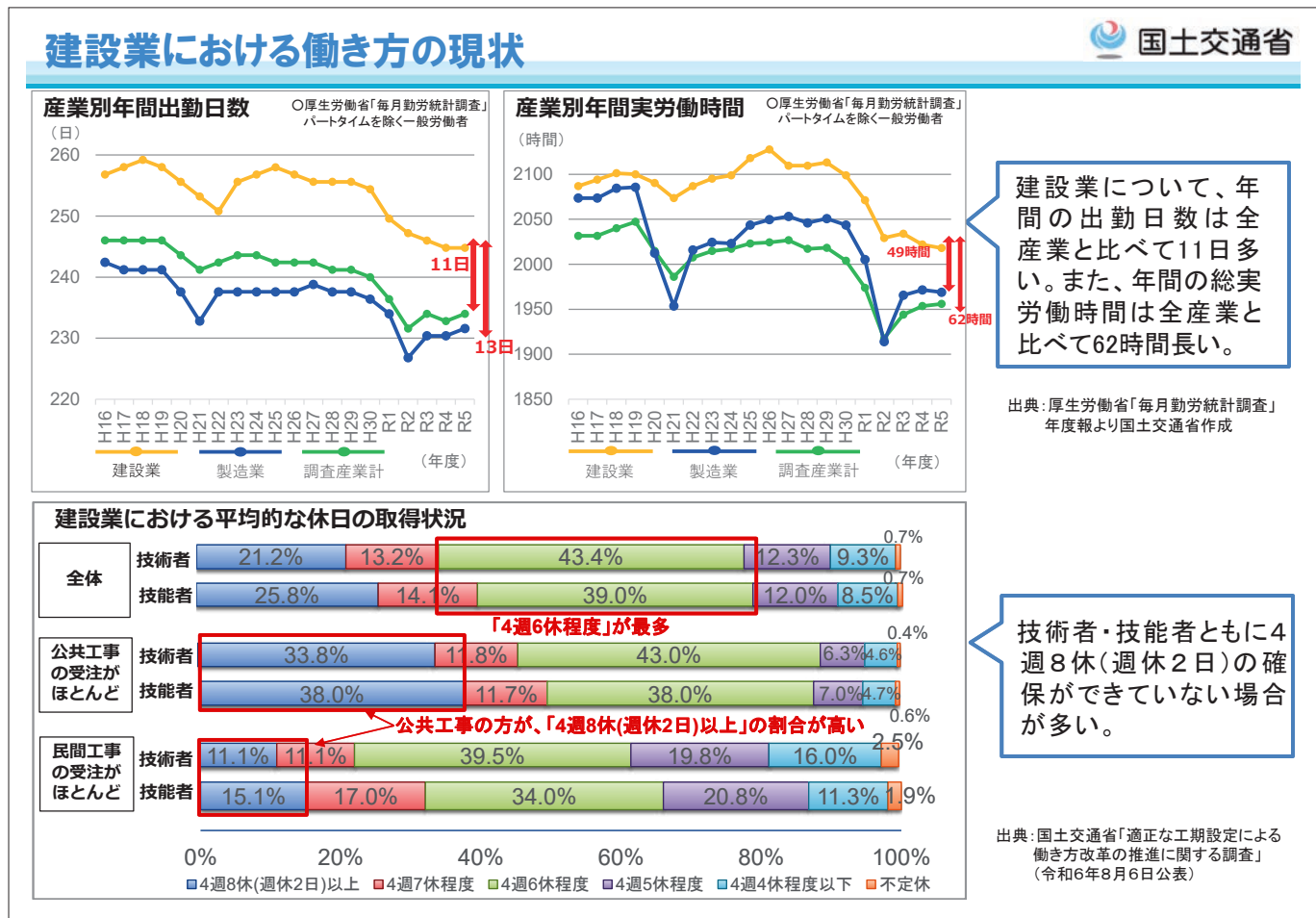


図4:建設産業における働き方の現状

長時間労働の大きな要因は適正な工期が確保されないことであり、著しく短い工期は、技術的に無理な施工方法・工程の採用を建設業者に強いるものであるため、結果として手抜き工事、施工不良、工事現場における不当な長時間労働や労働災害などの問題を生じさせ、工事の適正な施工が確保されないこととなります。

そこで、2-1. に示した請負代金の変更協議と同様に、資材の入手困難など工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連する情報を請負契約の締結までに通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材の入手困難などの事態が生じたときは、受注者から注文者に対して工期の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります^{※3}。

あわせて建設業法・入契法改正法では、長時間労働を是正し、週休2日も確保していくため、受注者の発意による著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとしています^{※4・5}。

※3…公共発注者は、入札契約適正化法の改正により誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

※4…令和元年の建設業法改正により、既に注文者に対しては、著しく短い工期による請負契約の締結が禁じられています。

※5…特殊な施工方法を用いること等により工期を短縮することができるなど、正当な理由がある場合には、本規制の対象となりません。

(2)生産性向上について

①現場技術者の専任義務の合理化

建設業者は、請負代金が所定の金額以上の建設工事を請け負うときは、原則として、主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で置かなければならないこととされています。

一方、近年、工事現場における情報通信技術の活用により施工管理業務の効率化が進められているところ、改正建設業法では、こうした技術の活用等を条件に、監理技術者等の専任規制を合理化することとしました。具体的には、情報通信技術を活用し、かつ、一定の規模・距離以下に工事現場がある等の要件を満たすことで、監理技術者等(下請を含む)が複数の工事現場を兼任できることとしました(図5)。

兼任にあたっての要件は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)、規則に規定され、具体的な運用や留意事項は「監理技術者制度運用マニュアル」(以下「マ」という。)に記載しています。

《兼任の各要件》

以下の全てに合致する必要があります。

【請負金額】

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満(令)。なお、工事途中において請負代金の額が左記以上となった場合は、兼任ができなくなります(マ)。

【兼任現場数】

2工事現場以下(令)。なお、専任を要する工事1件と、専任を要しない工事1件を兼任することも可能ですが、両工事とも、兼任の要件を全て満たす必要があります(マ)。

【工事現場間の距離】

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内(規則)。なお、移動時間の判断は、通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により判断する必要があります(マ)。

【下請次数】

当該技術者を配置する建設業者が注文者となった下請契約から数えた下請次数が3まで(規則)。なお、工事途中において下請次数が3次を超えた場合は、当該技術者は兼任ができなくなるので注意が必要です(マ)。

【連絡員の配置】

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置(一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)が必要(規則)。なお、連絡員は各工事に置く必要がありますが、同一の連絡員が複数の工事の連絡員を兼任することは可能であり、また、1つの工事に複数の連絡員を置くことも可能です。連絡員に当該工事への専任や常駐は求めません。また請負会社との直接的・恒常的な雇用関係は必要ありませんが、連絡員は当該請負業者が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は当該請負会社が負うことに注意が必要です(マ)。

【施工体制を確認する情報通信技術の措置】

監理技術者等が工事現場の施工体制を情報通信技術により確認できる措置を講じている必要(規則)。なお、当該技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが望ましいですが、その他のシステムであっても上記目的に対応したシステムであれば活用可能です(マ)。

【人員の配置を示す計画書の作成、保存等】

当該建設業者の名称・所在地、監理技術者等の氏名、超過勤務時間の予定と実績、各建設工事の情報、情報通信技術等を記載した計画書を作成する必要(電磁的方法によることも可能)(規則)。なお、国土交通省HPにおいて、計画書の参考様式を公開していますのでご参照下さい。

【現場状況確認のための情報通信機器の設置】

監理技術者等が工事現場以外から工事現場の状況を確認するために必要な映像・音声の送受信が可能な情報通信機器を設置している必要(規則)。なお、必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよいので、一般的なスマートフォンやタブレット端末等でも構いません(マ)。

ここまでは、工事現場の兼任について記載しましたが、改正建設業法では、営業所技術者等が専任を要する工事現場の監理技術者等を兼務できることとなったところ、兼務ができる要件は、工事現場の兼任と基本的に同内容です(兼任できる工事現場の数は1現場まで)。

②ICTを活用した現場管理の効率化

ICTの進展や社会全体への普及を背景に、建設工事の施工管理等においてもウェアラブルカメラをはじめとする各種技術の活用が進んでいます。また、建設業における働き方改革の更なる推進にあたっては、生産性を向上させることが不可欠ですが、ICTの更なる活用は生産性向上の観点から重要です。

そこで建設業法・入契法改正法では、特定建設業者及び公共工事の受注者に対し、ICT活用による現場管理が努力義務化されるとも

に、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、ICT活用による現場管理に係る下請負人の指導についても努力義務化されました。また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされたところ、令和6年12月13日に当該指針を公表しました。同指針では、とりわけ、特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事の受注者を主な対象としていますが、担い手確保が喫緊の課題であるところ、全ての建設業者によるICT活用の積極的な取組が不可欠である旨認識しています。また、ICT活用には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解も重要であること、建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発の必要性など、建設業者がICT活用を進めていく上での、周辺環境の理解・整備の重要性に触れております。そのうえで、全ての建設業者で経営規模等に応じたICT化の取組を進めていただくために、バックオフィスと施工現場の2つに大別し、具体的な方法・留意点をお示ししております。

バックオフィスにおけるICT活用については、施工管理システムを活用した元請・下請間の書類等のやり取りの合理化や、CCUS・建退共電子申請方式の積極的な活用など、多くの建設業者に取り組んでいただきたい内容を紹介しております。また、施工現場におけるICT活用については、下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進や、ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上など、建設業者がICTを活用するうえで留意すべき点をまとめているほか、幾つかの具体的なICT活用事例について紹介しています。ICT活用事例については、この指針のほかに、実際に建設業者が現場で活用した際の導入背景や活用時の工夫・ポイントを記載した詳細な事例集も公表しており、この指針や事例集等も参考に、建設業界がICT活用に一層取り組むことが強く期待されています。

働き方改革と生産性向上



(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

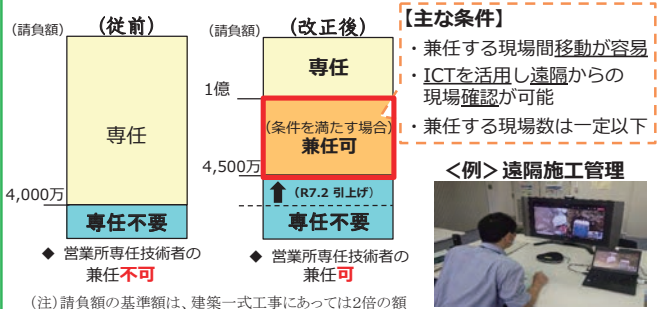
契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難等**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有
発注者 設計図 現場写真 元請業者 下請業者

○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

図5:働き方改革と生産性向上

3 おわりに

今回の改正は、建設業における担い手確保が急務になる中、処遇改善や資材高騰への対応、働き方改革や生産性向上の取組が喫緊の課題となっていることを踏まえて緊急に行うものであり、本年12月までの建設業法・入契法改正法の全面施行に向け制度の詳細検討を進めるとともに、受発注者を問わず、建設工事に関わる全ての方に改正内容をご理解いただけるよう周知徹底に努めてまいります。あわせて、「建設Gメン」の体制を強化することで、担い手確保のための取組における実効性を確保してまいります。

これらの制度改正による措置を通じ、業界の皆様の声を聴きながら建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、新4Kといえる魅力的な産業を目指すとともに、インフラ整備の担い手・地域の守り手として持続可能な建設業を実現してまいります。

FOCUS

10年に及ぶものづくり経験を生徒に還元！ 建築業界・工業教育の未来につながる取り組み。

雄大な岩手山や北上川が四季折々の表情を見せる、岩手県盛岡市。この地に創立された岩手県立盛岡工業高等学校は、開校より126年の歴史を持つ全国でも屈指の伝統ある工業高校です。岩手県高校工業教育のセンタースクールとして、全日制7学科・定時制1学科を擁し、多くの技術者を育成してきた同校で教鞭をとる建築・デザイン科の大森慎一先生に、教育への想いや生徒への期待を伺いました。



岩手県立盛岡工業高等学校
建築・デザイン科

大森 慎一 先生

資格取得を通して 身につける確かな力

「資格は社会人にとって大きな武器」と話す大森先生。建築CAD検定や2級建築施工管理技術検定（第一次検定）、建設業経理士・経理事務士検定など、特に実務につながる資格には積極的にチャレンジすることを生徒に勧めている。

「建築・デザイン科に入ってくる生徒の多くは、建築士をはじめとした将来へのビジョンがあり、資格取得に対しても高いモチベーションを持っています。しかし、実際に資格を取ろうとすると、どうしても学ぶことの多さに躊躇してしまったり、難しさやハードルの高さを感じてしまうことも事実です。そうした生徒は何かしらの成功体験を持たせてあげると、自ずと頑張っていけるもの。以前に受け持っていたクラスでは

朝学習などを取り入れ、少しずつ成功体験を積み重ねながら全員での資格合格を目指し、生徒も互いに励まし合いながら頑張ることができました。社会に出ると必ず壁にぶつかる 때가来ますが、資格取得に向けて懸命に努力した経験が、そうした壁を乗り越える糧にもなります」。

卒業後に就職を選ぶ生徒にとっては、こういった職種や企業に進むかは大きな悩みの一つ。就職後のミスマッチを防ぐ意味でも、同校では学校と企業が一緒になって生徒を育成するデュアルシステム（長期就業体験）を組み入れている。

「インターンシップでは3日間程度の就業体験ですが、デュアルシステムでは2ヶ月間・毎週1回という長期的なスパンで大工や設計などの就業体験が可能です。生徒にとっては企業を知る体験であり、就業先の企業にとっても本校の生徒がこういった

人間なのかを見ていただく貴重な機会。双方にとってプラスになっているものと感じています」。

また、卒業後の進学を検討している生徒の受け皿にもなれるよう、他校と連携した『建築専門部』を構えている。「従来は工業高校に入学後、推薦以外で進学するケースは限られており、進学を支援する体制も充分とは言えない面がありました。『建築専門部』はそうした状況を打破するため、建築系学科を擁する県内の高校が連携し、国公立大学などへの進学を希望する生徒に対してセミナーや講義といった形で手厚い指導・サポートを行う取り組みです。今後は本校全体でより一層手厚い支援に取り組み、実績をつくっていくことで、高校卒業後の進学を視野に入れている中学生や保護者の方々に対して工業高校の魅力をアピールしていきたいです」。

建築 研究会

楽しみながら、教え合いながら、 ものづくりを通して成長！

大森先生が顧問を務める建築研究会。この日は技能検定に向けて特訓に励んでいた。「元々ものづくりが好きで入ってきた生徒ばかり。“遊びながら作る”という感覚を大切にしつつ、目の前のものづくりに一心に熱中・没頭し、他校の生徒とも切磋琢磨する中で成長していったらと思います。また、技能検定やものづくりコンテストに限らず、教員が手取り足取り教えるのではなく、“上級生が覚え、下級生に教える”という道筋を確立してほしいです」



住宅設計から 工業教育の道へ

教職に就く以前には、約10年にわたって民間企業で設計の仕事に従事していた大森先生。

「ハウスメーカーで設計の仕事をしていた中で、たまたま“講師をやってみないか”というお話をいただいたことが教職に転身するきっかけでした。企業から独立して自分自身の力で建築に携わっていく選択肢も

あったのですが、教職に就いて生徒を育成することで、一人では成し得ない何倍もの力が生まれること、そして活躍する人材を輩出し続けることこそが建築業界に大きな風穴を開けることにもなると感じ、「工業高校の先生」という新たな道に進みました。

1級建築士として建築業界で培った経験は、授業の中にも活かされている。

「授業では、私自身が設計した住宅の図面を教材として活用し、実際の業務に即した学びを提供しています。そうすることで、設計図に込めた明確な意図やリアルな仕事の流れを感じてくれるのではないかと思います。余談ですが、本校にも私がハウスメーカーに勤めていた頃に設計した家に住んでいる生徒が入学しました。設計当時はまだその生徒が生まれる前だったので、十数年を経ての不思議な縁に驚きました(笑)」

建築業界の担い手と新たな後進を育む!

巣立っていった教え子たちの様子をすることも、楽しみの一つになっている。

「卒業した生徒が来校し、「1級建築士の資格が取れました」と報告に来てくれたり、「先生が仰っていた意味が社会に出てみ



昨年には建築・デザイン科3年生の卒業設計作品をJR岩手飯岡駅の東西自由通路に展示。「例年は校内に掲示していましたが、少し視野を広げ、地域の方々や小中学生にも見ていただきたいと思い、作品展を開催しました。JRの利用者の方々にも目にいただき、本科の取り組みを知っていただく機会になりました」

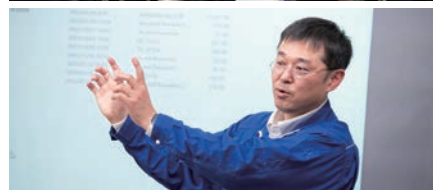
て分かった」といった言葉をかけてくれたりするなど、教え子たちが社会で活躍し、奮闘する様子を知ると、教師として感慨深いものがあります。また、教員の世界でも人材不足が大きな課題になっている中、大学へ進む生徒には「教員免許を取っておくことで選択肢が広がるよ」と話しているのですが、そうした教え子の中に教職の道に進む者も出てきました。自分の教えが何かしらの形で実っていくのを目にする、嬉しい気持ちが湧いてきます」。

大森先生から生徒に贈るのは“Less is more”という言葉だ。

「20世紀に活躍した建築家、ミース・ファン・デル・ローエの言葉です。直訳すると“少ないほうが豊かである”となりますが、デザインを突き詰めていくと自ずと空間はシンプルになるといった意味です。建築の哲学・信念を示したのですが、今の生徒、今の世の中にも通じる言葉だと捉えています。スマホやアプリなど、便利だけれど複雑なものにあふれていると、徐々に自分を見失っていくものです。シンプルに自分の道を突き進んでいくことが、これからの時代は大切なのではないのでしょうか」。

今後も一層、建築業界の担い手を輩出するとともに、新たな後進を育てていきたいと話す大森先生。

「担い手不足が叫ばれていますが、本校を



「今の生徒は昔と比べて“負荷がかかりにくい”時代を生きています。その分、つまずいたり、壁にぶつかった際に、あきらめずに立ち向かう力が育ちやすい環境にあるとも言えます。温かさや優しさも大切ですが、ときには厳しさを交えた指導により、“へこたれない力”を身につけてほしいです」

はじめとした公立の工業高校自体もまた、生徒数の減少という課題に直面しています。自分たちの信念を大切にしながら指導を行い、もっと工業高校の魅力をアピールしながら、建築業界を背負って活躍する担い手を育てていきたいです。また、そうした中から私と同様、建築士の資格を持った教員が生まれ、より多くの生徒を育てて社会へと送り出す——。そんな流れを、周りを巻き込みながらつくっていきたいです。“建築の道に進もう”と決めて入学してくれた生徒たちが、心の底から魅力を感じ、活躍し続けていけるような業界づくりの一助になっていけたらと思います!」

コレ推し!

地元の建築物



岩手銀行
(旧盛岡銀行)
旧本店本館

通称“岩手銀行赤レンガ館”と呼ばれる国の重要文化財。東京駅の設計で知られる辰野・葛西建築設計事務所によるもので、詩人・宮沢賢治の詩にも詠われている盛岡のシンボルです。「著名な建築家である辰野金吾と、盛岡出身の葛西萬司が設計を手がけたものです。地元の方が携わった魅力ある建物として、広く世間に知られたらうれしいです」

※写真は同校の卒業制作として作られた1/50スケールの模型

先生から
みんなへ
メッセージ



岩手県立盛岡工業高等学校

〒020-0841 岩手県盛岡市羽場18-11-1

WEB <https://www2.iwate-ed.jp/mot-h/>

供給制約、財政規律の緩みが懸念材料

経済対策・所得税減税と財政運営を巡る課題

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部 チーフ日本経済エコノミスト 酒井 オ介

政府による経済対策・所得税減税は、日本経済の押し上げ要因になることが見込まれる。一方で、供給制約が日本経済の本質的な課題になっていることに加え、財政の拡張が続くことで財政健全化が遠のいてしまう懸念もある。そこで今回は、経済対策・所得税減税の経済効果について展望しつつ、財政運営を巡る課題について解説する。

経済対策は2025年度GDPを+0.6%押し上げ

政府は昨年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定した。①日本経済・地方経済の成長、②物価高の克服、③国民の安心・安全の確保を3本柱とし、主な施策メニューとしては、住民税非課税世帯向け給付、電気・ガス料金補助の再開・ガソリン補助金の延長、半導体・AI関連向け公的支援、国土強靱化や能登半島地震・豪雨の復興支援などに係る公共事業などが盛り込まれている。

これにより、金額ベースで5兆円程度（GDP比0.7%程度）の経済効果が2024～25年度に発現することが見込まれる。24年度は低所得世帯向け給付やエネルギー関連の補助金を受けて個人消費が下支えされることでGDPを+0.1%、25年度は国土強靱化や防災・減災関連などの公共事業が進捗するほか、半導体・AI関連向け公的支援を受けて設備投資が拡大することなどによりGDPを+0.6%程度押し上げるだろう（図表）。

さらに、所得税減税（「年収の壁103万円」対応）が25年度以降に適用されれば、更なる日本経済の押し上げ要因となろう。国民民主党の主張を受けて与党も基礎控除などについて178万円を目指して引き上げることに合意しており、仮に178万円まで控除額が引き上げられた場合はGDPを+0.3%程度押し上げる効果が見込まれる。

供給制約で大規模な財政出動の必要性は低下

一方、日本経済の本質的な課題は、需要不足から人手不足に伴う供給制約にシフトしている点は意識しておく必要がある。個人消費を中心に需要が力強さを欠く中でも人手不足が深刻化している現状は、供給サイドからみた経済成長の天井がそれだけ低いことを示唆している。政府・日本銀行の需給ギャップ推計値は労働時間トレンドの過大評価などを通じて人手不足を過小推計している可能性があり、実態としての需給ギャップは23年以降に既にプラス（需要超過）に転じていることも十分に考えられる。

こうした中では、大規模な財政出動の必要性は低下したと考えるのが自然だろう。国民民主党の主張する「103万円の壁」対応は、（所得税に関して年収103万円を超えると

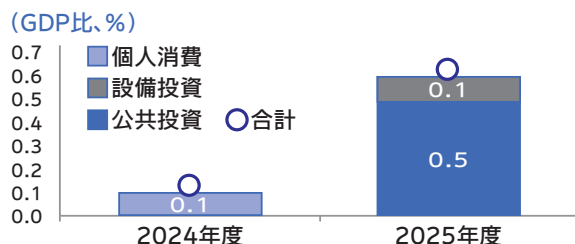
手取りが減少するという事実はない点などを踏まえると）就業促進策というよりも純粋な減税策ととらえるべきであり、国民民主党が主張するほどの規模で実施する意義は小さいと考えられる。供給制約が成長の天井を規定する状況下で大規模な財政出動が継続されれば、「低成長下の高インフレ」の様相を強めてしまうリスクも考えられる点に留意しなければならない。

「日本版トラスショック」を招くリスクも

何より懸念されるのが財政規律の弛緩である。与党の政治基盤の弱体化とともに歳出膨張圧力が高まり、総合経済対策における財政支出の規模（21.9兆円）は前年を上回った。大規模な補正予算の編成が継続され、税収が増加する中でも国債の追加発行を余儀なくされている。大規模な補正予算の執行に加え、所得税減税の規模が国民民主党案に寄せる形で拡大すれば、25年度のプライマリー・バランス(PB)黒字化目標の達成は困難なものとなろう。

日本銀行の金融政策の正常化とともに日本経済が「金利のある世界」に向かえば、大規模緩和以降に生じた長期金利が名目GDP成長率を下回る「金利ボーナス」現象は縮小・解消されるだろう。こうした中でPB赤字が継続したままでは政府の債務残高対GDP比の上昇に歯止めがかからない。日本銀行が国債買入を減少させていく状況下で、財政運営・国債需給に対する市場の懸念が強まれば、日本国債の格下げを伴う形で急激な金利上昇・円安（「日本版トラスショック」）を招いてしまう可能性も否定できない点には注意が必要だ。

図表 総合経済対策によるGDPへの影響



(注) 所得税減税の効果は含まない。低所得世帯の限界消費性向は0.3、平均的な家計の限界消費性向は0.25と想定。短期的な経済効果を概算したものであり、幅をもってみる必要がある。
(資料) 内閣府資料などにより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

新築住宅の省エネ義務化で建築確認が変わる

日経クロステック 建設編集長 佐々木 大輔

改正建築物省エネ法と改正建築基準法の全面施行が2025年4月1日に迫っている。住宅の省エネ基準適合義務化や4号特例見直しなどによって、建築確認のルールが大きく変わる。建築実務やビジネスにどのような影響があるのか、改正のポイントとともに解説する。

改正建築物省エネ法と改正建築基準法が2025年4月1日、いよいよ全面施行される。建築物の脱炭素を目的とした法改正で、建築確認の手続きが大きく変わる。新築の場合、木造2階建て建築物でも省エネ審査や構造審査が必須になる。申請時に省エネ・構造関連図書の提出が求められる。

改正によって、全ての新築建築物が省エネ基準適合義務化の対象となる。これまで対象外だった住宅や延べ面積300㎡未満の非住宅も基準適合が求められる。建築確認の際に、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受けることが原則として必要になる。

併せて、「4号特例」と呼ぶ審査省略制度が見直され、構造審査の対象が広がる。現在の4号建築物のうち、2階建て、または延べ面積200㎡超の木造建築物は「新2号建築物」と位置づけられ、構造関係規定が建築確認の際に審査される。木造2階建て住宅のリフォームの際に建築確認が必要なケースも出てくる。

省エネ化による建物の重量化に対応するため、木造建築物の壁量基準も見直される。構造や省エネに関し、設計者は新しい算定ツールを使いこなすことが求められそうだ。

設計事務所や住宅会社といった申請側の対応はもちろん、審査側の能力も課題となっている。

一連の改正により、省エネ審査や構造審査の対象となる建築物の数は大幅に増える。日経クロステックの取材に対し、国土交通省は新たに省エネ適判の対象となる建築物は年間38万棟、4号建築物から新2号建築物に移行する新築建築物は年間約25万棟と見込んでいることを明らかにした。

審査にかかる業務量が増えるため、申請手数料の引き上げに踏み切る審査機関も増えそうだ。

改正前

	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届け出義務
中規模	適合義務	届け出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

改正後

	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	適合義務
中規模	適合義務	適合義務
小規模(300㎡未満)	適合義務	適合義務

原則全ての新築建築物が省エネ基準適合義務化の対象になる。住宅はこれまで延べ面積300㎡以上が届け出義務、300㎡未満が説明義務だったが、全て適合が義務化される（出所：国土交通省）

審査長期化に懸念の声 住宅市場にマイナスの影響も

住宅業界の関係者からは、今回の改正法の運用に対して懸念の声も聞かれる。確認審査の現場が混乱し、審査期間の長期化や着工戸数の落ち込みにつながるという見方だ。新築住宅市場が建設費高騰などの影響で低迷し、住宅ローン金利が上昇傾向にある中、改正法施行がさらに市場を冷え込ませる可能性もある。

過去の法改正を振り返ると、2005年の構造計算書偽造事件をきっかけとする建築基準法改正では、確認審査・検査の方法を告示で定め、一定規模以上の建築物について構造計算適合性判定（構造適判）を義務化するなど、建築確認・検査の手続きを大幅に厳格化した。

ところが2007年6月に改正法が施行されると、確認審査に要する時間が激増。建築確認が滞り、建築界は大混乱に。同年8月の新設住宅着工戸数が前年同月比で43.3%も落ち込むなど社会問題化した。

もっとも国交省は今回の改正法の円滑な施行に向け、対策を急いでいる。審査体制の整備、申請や審査の合理化などの対策を講じる一方、全国で「建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会」を開くなど設計者や施工者などへの周知にも力を入れてきた。

こうした対策が功を奏し、混乱を避けることができるか。建築実務者は改正法に備えつつ、実務やビジネスへの影響を注視していく必要があるだろう。

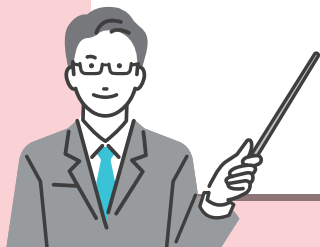


2024年10月21日に東京都千代田区の砂防会館で、初回の「建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会」が開催された。530人超が参加した（写真：日経クロステック）

第9回▶▶▶ 経営事項審査と会計

はじめに

公共工事を受注しようとする企業は、あらかじめ建設業法で規定する「経営事項審査」を受けておく必要があります。経営事項審査は、企業の規模、経営状況、技術力などが総合的に評価されるものですが、会計とも大きく関係しています。今回は、経営事項審査と会計との関係について解説していきます。



1. 経営事項審査の意義

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする企業は、経営事項審査を受けなければなりません。

経営事項審査は、経営規模(X1およびX2)、経営状況(Y)、技術力(Z)、社会性等(W)の項目から構成され、各々で細かい審査内容が設けられています。これらが総合的に審査された後、受審した企業に対しては1点きざみで点数が付され、公共工事の発注者は、この点数を基準として建設企業のランク付け等に活用しています。

2. 経営事項審査と会計との関係

経営事項審査のうちX2およびYについては、会計データすなわち損益計算書や貸借対照表に計上された数値をもとに審査が行われます。

①X2の審査内容

X2については、次の2つの審査項目が設けられています。

ア	自己資本	純資産合計	大きい方が良好
---	------	-------	---------

自己資本は、企業に投下されている資本の総額のうち企業が自ら調達し返済の義務を有しない部分であり、貸借対照表における純資産の部の合計額で表されます。

審査にあたっては、直近の決算における数値、または、直近2期の平均値のうち、いずれか有利な方を用いることができます。

イ	利払前税引前償却前利益	営業利益 + 減価償却実施額	大きい方が良好
---	-------------	----------------	---------

利払前税引前償却前利益は、一般的にはEBITDA(イービットディーエー)と言われているものです。EBITDAについては、統計により様々な算出式が用いられていますが、経営事項審査で用いられている方法は、かなり簡略化したものと言えるでしょう。

算式中の減価償却実施額とは、直近の決算において減価

償却を実施した総額をいい、損益計算書に計上されている減価償却費のほか、完成工事原価や未成工事支出金として計上した減価償却費の額を含めた金額となります。

また、利払前税引前償却前利益は、直近2期の平均値が審査に用いられます。

②Yの審査内容

Yについては、次の8つの審査項目が設けられています。なお、会社法における大会社に該当し、かつ、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を作成している会社については、連結財務諸表における数値により各審査項目が算定されます。

ア	純支払利息比率	$\frac{\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} (\%)$	小さい方が良好
---	---------	--	---------

純支払利息比率は、純金利負担額(借入金などの有利子負債から生ずる支払利息から、金融資産から生ずる受取利息などを控除したもの)が、売上高に対してどの程度であるかを測定しています。

審査にあたっては、%で表示した数値が用いられ、上限値5.1、下限値-0.3が設定されています。

イ	負債回転期間	$\frac{\text{負債}}{\text{平均月次売上高}}$	小さい方が良好
---	--------	------------------------------------	---------

負債回転期間は、負債の総額が1か月当たりの売上高に対してどのくらい存在しているかを算定しています。

平均月次売上高は、損益計算書の売上高総額を会計期間の月数で除したものであり、1年決算であれば「売上高×1/12」となります。

なお、上限値18.0、下限値0.9が設定されています。

ウ	総資本売上総利益率	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{期中平均総資本}} (\%)$	大きい方が良好
---	-----------	--	---------

総資本とは、企業がすべての経営活動に投下した資本の総額をいい、具体的には貸借対照表における負債純資産合計を指します。分母の総資本は期中平均値を用いるため、具体的には「(当期末総資本+前期末総資本)× $\frac{1}{2}$ 」で算定します。

売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたものであ

り、建設業専業であれば「完成工事高－完成工事原価」で計算されます。この売上総利益は、一般的には“粗利”と呼ばれているものです。

総資本売上総利益率は、投下された総資本が、どれくらいの売上総利益を獲得したかの割合を示しています。

審査にあたっては、％で表示した数値が用いられ、上限値63.6、下限値6.5が設定されています。

エ	売上高 経常利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} (\%)$	大きい方が良好
---	--------------	---------------------------------------	---------

経常利益は、金融活動などを含めた企業の経常的な活動が産み出す成果と捉えられます。

売上高経常利益率は、企業活動において獲得した最も重要な収益である売上高に占める経常利益の割合を示しています。

審査にあたっては、％で表示した数値が用いられ、上限値5.1、下限値-8.5が設定されています。

オ	自己資本 対固定資産 比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} (\%)$	大きい方が良好
---	---------------------	--	---------

自己資本対固定資産比率は、固定比率の逆数(分母と分子を入れ替えた数値)に充たる比率です。固定比率は、固定資産への投資が適正な範囲内で行われているかを確認するものであり、一般的には100％未満であると良好であると判定されます。経営事項審査に当たっては、統計上の問題等を解消するため、固定比率ではなく逆数を用いていると考えられます。

なお、連結財務諸表で審査される場合には、分子には「純資産合計－少数株主持分」を用います。

審査にあたっては、％で表示した数値が用いられ、上限値350.0、下限値-76.5が設定されています。

カ	自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} (\%)$	大きい方が良好
---	--------	---------------------------------------	---------

自己資本比率は、企業に投下されている資本の総額のうち企業自らが調達し返済の必要がないものの割合を示しています。これが高い数値を示すほど、経営が安定していることを表わすため、比率分析において最も重視される比率であると言っても過言ではありません。Yの評価項目は随時見直しのうえ改正されてきましたが、この自己資本比率だけは長期にわたり審査項目として位置づけられていることから、国がこの比率を重視していることが十分にうかがえます。

なお、連結財務諸表で審査される場合には、分子に「純資産

合計－少数株主持分」を用いることは、左記 **オ** と同様です。

審査にあたっては、％で表示した数値が用いられ、上限値68.5、下限値-68.6が設定されています。

キ	営業 キャッシュ・ フロー	経常利益+減価償却実施額－法人税・住民税・事業税+当期末貸倒引当金－前期末貸倒引当金－当期末売掛債権(受取手形および完成工事未収入金)+前期末売掛債権+当期末仕入債務(支払手形および工事未払金)－前期末仕入債務－当期末棚卸資産(未成工事支出金および材料貯蔵品)+前期末棚卸資産+当期末未成工事受入金－前期末未成工事受入金	大きい方が良好
---	---------------------	--	---------

営業キャッシュ・フローは、企業の本来的な営業活動により生じた資金の流入額(または流出額)です。資金は、企業の血液とも言えるものであり、営業活動による資金の流入は企業の存続において不可欠なものとなります。

前号で解説したとおり、キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書を作成したうえで確認することが望ましいものですが、経営事項審査ではキャッシュ・フロー計算書を作成しない中小企業に配慮して、上記の算式により簡便的に営業キャッシュ・フローを算定していると考えられます。

なお、連結財務諸表で審査される場合には、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの金額そのものが用いられ、上記の計算は不要です。

営業キャッシュ・フローは、直近2期の平均値により審査されるため、通常の算定に当たっては直近3期分のデータが必要となります。また、審査に当たっては、億円単位の数値が用いられ、上限値15.0、下限値-10.0が設定されています。

ク	利益剰余金	利益剰余金合計	大きい方が良好
---	-------	---------	---------

利益剰余金は、企業が過去に獲得した利益について配当等で社外流出させずに内部留保しているもので、これは自己資本のうち株主からの出資を受けていない部分に該当します。具体的には、貸借対照表 純資産の部において株主資本の構成要素として表示されます。

内部留保の結果として計上される利益剰余金は、本来の事業が順調に推移すれば年を追って増え続けるものであり、これは自己資本の増加に直結し、経営基盤の強化ひいては企業の成長につながっていきます。

なお、億円単位の数値が審査に用いられることは **キ** と同様であり、上限値100.0、下限値-3.0が設定されています。

おわりに

1年間を通じて連載してきたこのシリーズも、今回が最終回です。

人件費や資材の高騰などにより、経営環境は厳しい状況が続いています。この連載が、会計に基づく財務データを的確に把握し、それを経営基盤強化につなげていくことの一助となっていれば幸いです。

読者のみなさまのさらなるご発展をお祈り申し上げて、連載を終了いたします。

ありがとう
ございました!

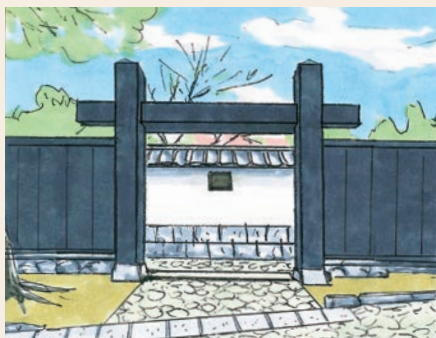




第20回

終戦後すぐに 実現できた理由は？

1949年に第1回の「日本建築学会賞作品賞」を受賞した「藤村記念堂」。完成したのは終戦から2年後の1947年だ。設計者は谷口吉郎。2024年末に亡くなった谷口吉生氏の父親だ。シンプルだが奥深いこの建築は、かつての日本で“普通”だったやり方で作られた。



藤村記念堂

- 所在地: 岐阜県中津川市馬籠4256-1
- 設計: 谷口吉郎
- 構造: 木造
- 階数: 平屋建て
- 竣工: 1947年

クエスチョン Question 問題

終戦から
間もない時期に
建物をどうやって
完成させた？

1

すべてを
地域住民による
施工でつくった

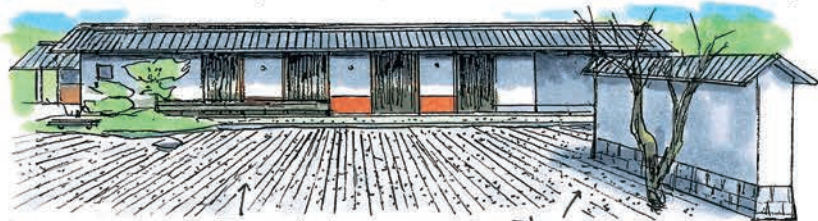
2

不要になった
別の建物を移築し、
アップサイクルした

3

戦前から戦中に中断
を挟みながら10年
以上かけてつくった

第1回の日本建築学会賞作品賞も取った「藤村記念堂」(1947年竣工)。



完成時には、この平屋の木造と、独立した白い壁、入り口の黒い門(冠木門)しかなかった。質素なのに理由はあつた。



設計者は谷口吉郎。(先世になった谷口吉生の父親)
谷口吉郎は、戦後間もない時期のこのプロジェクトも、
① 地域で入手できる材料だけを使う。
② 地域住民のかたけで施工する。
という前提で設計した。



木材は近隣の山から、
石は谷川から、壁土は畑から。
障子の紙までが、木曾の
手漉き和紙だった。



資材の運搬時には女
性や小学生も参加。
毎日の農作業の後、夜
まで働いたという。



すべてを 地域住民による 施工でつくった

この連載も20回となった。これまでは“普通ではない”施工方法でつくられた名建築を中心に取り上げてきたが、節目の今回は、あえて“かつてこれが普通だった”と思えるやり方でつくられた名建築を取り上げる。

1947年に建築家・谷口吉郎(1904～1979年)の設計で完成した「藤村記念堂」である。小説『破戒』や『夜明け前』で知られる島崎藤村の出身地、木曽谷最南端の馬籠宿にある文学館だ。施設全体の名前は「藤村記念館」で、後に第二文庫、第三文庫などの建物が整備された。

藤村は馬籠宿の本陣(大名や幕府役人の宿泊場所)で生まれ育った。その建物は1895年の火災でほとんどが焼失してしまった。現在は藤村が子どもの頃に父親から教育を受けた隠居所だけが残る。

記念館をつくる計画は、藤村が生きていた1930年代からスタート。中心となった木曽教育会は、1940年に藤村から「作っていただくならば、思い出深い馬籠の本陣の隠居所に…」という言葉をもろう。しかし、戦争の影が色濃くなり、1943年には藤村が亡くなってしまふ。普通ならうやむやになりそうなところだが、戦時中も議論は進められた。そして終戦から2年もたたない1947年3月、相談を受けた谷口吉郎が現地を訪れ、設計が始まった。



農民が無償で労働力を提供

ここで設問の答えを言うと、(1)すべてを地域住民による施工でつくった、である。つまり、住民のセルフビルドなのだ。

まず、建設資金がない。わずかな寄付金では、建設会社に頼むことができなかった。工事は、馬籠の農民が無償で提供する労働力で進められた。次に資材。木材も石も壁土も、すべて地元で取れるものを使用。施工中の写真を見ると、女性も資材を運んでいる。瓦

運びに小学生があたったという記録も残る。

資材運びは想像がつくが、大工仕事や内外装の仕上げ、建具制作といった作業が素人にできるものなのか。谷口はこんなことを語っている。「幸せなことに、馬籠の村の人はそのまま屋根を葺く人とか、壁屋さんとか、大工さんになる技術を各自持っているのです。そんな技術のある土地ですから、その手仕事とその材料をいかすように設計することを心掛けました」。

村人が施工の技術を持っている——。これを裏付ける住民自身の話が『藤村記念館五十年誌』(1997年発行)にいくつも載っている。例えば、入り口の門の「飾り金具」を鍛冶技術でつくった住民は、普段、農民たちの機具の修理を鍛冶で行っていたと語っている。身近なことは自分で行い、特別な作業は村人それぞれに役割があったのだろう。



“動き”を誘発する建築

藤村記念堂は1949年に第1回の「日本建築学会賞作品賞」を受賞する。もちろん美しくはあるが、村人の施工なので、数寄屋のように細部をめでのタイプの建築ではない。

「名建築」だと聞いて現地に行ってみると、おそらく「えっ」と思う。廊下しかないような細長い小さな建築なのだ。この建築の魅力について、建築史家で建築家でもある藤森照信氏はこんなふうに語っている。

「(藤村記念堂は)『関係』をつくっているんですよ。門に入って、突き当たって、回って、あっちを見てこっちを見て……という。『関係性の建築』をモダニストでやった最初の人だと思います。(中略)外観はよく分からない(笑)。だけど、敷地に入って動いてみたときに心地よさがある」

これは実物を見ると全く同感で、記念堂は“人の動き”を誘発して周囲の空間を体験させる“仕掛け”なのだわかる。一方で谷口は、数寄屋のように細部をじっくり眺めるタイプの建築も数多くつくっている。記念堂のこのデザインは、素人施工が前提であったことから導かれた答えなのだろう。

イラスト・文

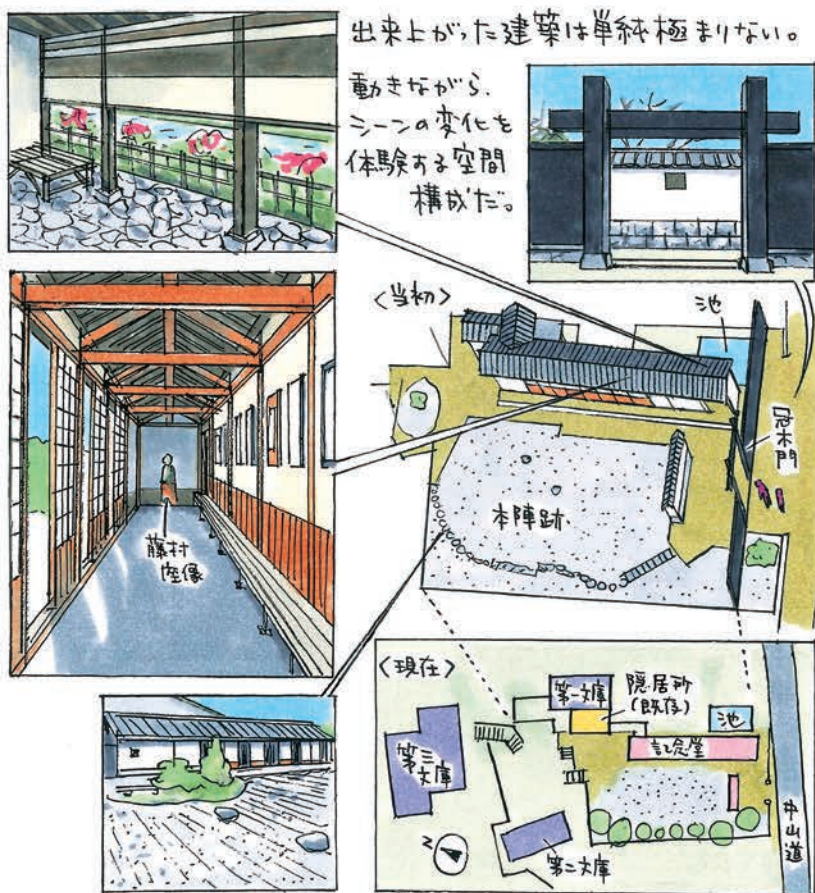
宮沢洋:

画文家、編集者、BUNGA NET編集長。1967年生まれ。2016年～19年まで建築専門誌「日経アーキテクチュア」編集長。2020年4月から編集事務所Office Bungaを共同主宰。書籍「建築巡礼」シリーズのイラストを担当



参考文献・資料

「藤村記念館五十年誌」(1997年、財団法人藤村記念郷刊)、「藤森照信氏×磯達雄氏対談(2) 谷口吉郎—『関係性の建築』を発見」(日経クロステック、2019年9月30日公開)、「藤村記念館」公式サイト



その後、展示施設などが増え、こんな構成に。こうなることも見越していたよう。「無理せず身の丈で始める建築」の見本。



CCUS

建設キャリアアップシステム

第26回

を活用しよう!

CCUS Topics CCUS知ってお得情報まとめ

今月はCCUS活用中の方にも、これから活用する方にも知っていただきたいCCUSの最新トピックをまとめてお伝えいたします。是非、ご利用ください。

CCUS技能者向けアプリ「建キャリ」登場!

2024年11月29日についてリリースされた「建キャリ」。

就業履歴の蓄積状況の確認、保有資格登録情報などシステムにログインせずアプリ1つで様々な情報を確認できます!その他にも、建退共の掛け金状況やCCUS応援団特典といった知りたい情報を手軽に入手可能。これからも便利な機能を皆様にご提供していきます。



アプリリリース記念キャンペーン実施中です!

アプリリリース記念として、建キャリをインストールして、対象期間内(2025年1月~3月)に就業履歴を蓄積すること(現場でカードをタッチ!)で、各月先着で200円相当のポイントをプレゼントするキャンペーンを実施しております!(最大600円相当のポイントプレゼント)

3月中にご参加いただければ、**200円相当のポイントを獲得できるチャンスがございます!**

CCUS現場貼付ステッカー

建設業界で働いている方、一般の方がCCUSや建設業界へ関心や理解を深めていただくことを目的に作成されました。ステッカーデザインは一般公募で募集、選定。多くの皆様にCCUSを知ってほしいと思いCCUSのHPよりどなたでもダウンロードができるようになっております。デザインを用いたステッカーやのぼりなどの制作も可能です。



◀デザイン一覧、ご利用についてはこちらよりご確認ください。

(https://www.ccus.jp/attachments/show/sticker_download)



現場ステッカーからのスピノフ作品!もふもふ建設隊の紹介ページができました!

2月号特集ページでご紹介したもふもふ建設隊の紹介ページが公開されました!

こちらでは、各キャラクターの紹介や画像のダウンロードができます。イラストは利用規約をご確認いただければ、どなたでもご利用可能です。



◀デザイン一覧、ご利用についてはこちらのページの

「ステッカー・キャラクター デザイン」よりご確認ください。

(<https://www.ccus.jp/p/document#brochure>)



各種説明会実施中!

現在、サテライト説明会、CCUS運用実践セミナーの2つの説明会を実施しております。

サテライト説明会 ▶ 登録や運用についてのオンライン説明会(Zoom)です。初級と中級がございます。CCUSの登録や初歩的な運用について知りたい方にお勧めです。

CCUS運用実践セミナー ▶ 対面による説明会。講師による説明を聞きながら、システム操作ができます。サテライト説明会よりも実践的なものになっています。

これらの説明会はどなたでもお申込みできます!開催スケジュール、お申込み方法や日程についてはCCUSのHP「最新情報」または「お知らせ」に随時掲載しております。



◀最新情報、お知らせはこちらからご確認ください。

(<https://www.ccus.jp/>)

建設業経理士 CPD講習

1級
2級

国土交通大臣登録番号第1番

「建設業経理士CPD講習」について

登録経理講習とは、建設業法施行規則第18条の3第3項第二号に規定されている講習であり、登録経理試験合格者（1級建設業経理士および2級建設業経理士）の継続教育を目的としたものです。経営事項審査においては登録経理試験の合格後5年を経過した者は、「登録経理講習」を受講しかつ試験に合格しなければ、評価対象となりません。但し、令和5年3月までは経過措置が適用されており、「登録経理試験」合格者のすべてが経営事項審査で評価されます。

本財団は「登録経理講習」の実施機関第1号として、国土交通省に認定され、「建設業経理士CPD講習」の名称で実施しています。



「建設業経理士CPD講習」は講義と試験で構成されており、試験に合格すると講習修了証が交付されます。

受講対象者

- ①登録経理試験1級若しくは2級 合格者
- ②1級・2級建設業経理士登録講習会を受講された方（建設業経理検定1級・2級合格者）

講習時間

講義6時間+試験1時間=計7時間

受講料

18,000円(税込)

講習形態

オンライン講習 会場講習(映像・対面)

申込方法

オンライン講習：ホームページより申込 会場講習：ホームページまたは郵送による申込

可否結果

- ①オンライン講習……講習日翌日から10営業日後(マイページで確認)
- ②会場講習……講習日翌日から約1ヶ月程度(可否結果を郵送)

有効期限

修了年月日から5年を経過した日の属する年度の年度末(3月31日)まで

講習受講の目安

受講申込の前に必ずホームページでご確認ください



https://kssc-keiri.com/seminar_criterion.html

受講対象者・講習受講の
目安はこちら

お問い合わせ

一般財団法人 建設業振興基金 建設業経理士CPD講習受付センター

TEL：0570-018-081 FAX：0570-038-096

お問い合わせ対応時間：9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日を除く)

<https://kssc-keiri.com>

建設業経理士 CPD

検索



フロンティア FRONTIER

建設の最前線へ!

PROFILE

ふじい かつや
藤井 勝也 さん
有限会社総合電設
香川県出身



「遅すぎることはない!」“生涯現役”を見すえた、50歳を超えての新たな挑戦。

カメラやセンサーの設置から、Wi-FiやLANなどの通信環境の整備、ビル全体のLED化などまで、多岐にわたる電気工事・防犯工事を担う総合電設。その一員として働く藤井勝也さんは、50歳を超えて異業種から建設業へと飛び込んだ“生涯現役”を見すえるオールドルーキーだ。「以前は食品関係の企業に勤め、冷凍設備の管理などを担当していました。新規設備の導入やメンテナンスなどを通じて職人の方々と接する機会が多かったことが、今の仕事に目を向けたきっかけです。50歳を過ぎてからの転身は難しいかも…という想いもありましたが、総合電設では職人ごとにキャリアプランを策定するなど、育成にも積極的に力を入れていることを知り、安心して一步を踏み出せました」。

入社から数ヶ月を経た現在は、主にEV(電気自動車)充電スタンドの設置工事に携わっている。「コンビニや道の駅への設置など、以前に比べて需要も増加しています。暮らしに必要なものを手がける、社会に貢献できる仕事だと感じています」。建設業に入ってみて驚いたのは、現場の雰囲気だ。「建設業といえば“職人氣質”で厳しいイメージがありましたが、実際には非常にフレンドリー。年配の職人の方々も親切に、丁寧に教えてくださいます。“休日が少ない”という先入観もあったのですが、総合電設の場合は勤怠管理も正確に行われ、休日にも完全週休二日制が確保されているなど、以前に働いていた業界よりもしっかりと整備されている印象です」と笑顔で語る。また、現場の職人たちの判

断力・行動力にも感銘を受けたという。「地下を走る電線や配線の状態などは、実際に掘ってみないと分からないことも多いですが、そんな中でも現場の方は即座に判断し、スムーズに対応しています。私もそうした判断力・行動力を身につけるとともに、密にコミュニケーションを図りつつ、全体の流れを把握して安全かつ円滑に進めることを意識していきたいと思っています」。

今後は、転職前の経験も大いに活かしていきたいと話す藤井さん。「以前は発注者側の立場で働いていたことから、その経験を活かし、発注側がどうしてほしいのか、どう動いてほしいのか、言葉には出さない意図も汲み取りながら現場での行動に繋げることで、総合電設の力になっていきたいです。まずは、目の前の業務や任せていただける仕事に真摯に取り組み、職人として成長をしていくことが目標です」。異業種からの転職や建設業への入職を迷う人たちにに向けて、こんなエールを送る。「50歳を超えてから異業種へ転身した者としては、“どんなタイミングでも遅すぎることはない”と言い切りたいですね。建設業に興味を持たれた方、手に職をつけて“生涯現役”を志す方には、ぜひとも挑戦してほしいです。私自身も日々、新しいチャレンジを繰り返して今以上に成長するとともに、皆さんのお役に立てるチャンスがあれば、躊躇すること無く挑んでいきたいと思います!」

Great Job!



有限会社
総合電設
代表取締役

宮下 賢一 氏

当社創業者の父が病に倒れたため私が家業を承継し、早10年が経ちました。この間、請負元の複線化とともに資格取得支援体制の充実、完全土日休業化など働き方改革を進め、他業からの転職者に恥じない労働環境の構築に専心してまいりました。

当社が得意とする既設建築物設備工事は現状も千差万別で、「現場合わせ」も多いためマニュアル化が難しく、どうしても工事担当者の経験知に頼る必要があります。一方で、藤井さんが持つ発注者としての業務経験は施工者としてのVE提案能力に通じ、さらにこれが長年一社下請だった当社ベテランに対し視野拡大を促す相乗効果も生まれています。建設人材育成優良企業表彰『優秀賞』を受賞